

成年後見人等への送付先変更届

別紙

(提出先) 上田市長(市長部局及び上下水道局)・長野県後期高齢者医療広域連合長

届出日	令和 年 月 日	届出事由	☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 廃止
届出理由	☐ 成年後見人等に選任されたため		
	☐ その他 :		

成年被後見人等(本人)宛に送付される通知等が成年後見人等宛に送付されるよう届け出るとともに、本届に係る情報が関係部署等で共有されることに同意します。

また、本人が被保佐人又は被補助人である場合は、本届の提出や前述の情報共有について本人の同意を、複数の成年後見人等が選任されている場合は、届出人(成年後見人等)以外の成年後見人等の同意を得ていることを申し添えます。

届出人(成年後見人等)		☐ 成年後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 任意後見人	
氏名	フリガナ	住所	〒
電話番号			

本人(成年被後見人等)		生年月日 : 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日	
氏名	フリガナ	住所	〒
電話番号			

送付先		☐ 届出人と同じ(届出人と異なる場合は記入してください)	
氏名	フリガナ	住所	〒
電話番号			

【添付書類】	※ 届出種別が廃止の場合は届出人の本人確認書類のみ
☐ 登記事項証明書・代理行為目録(保佐・補助・任意後見の場合)	
☐ 成年後見人等の本人確認書類 (1点確認:マイナンバーカード等顔写真付き身分証明書／2点確認:医療保険資格確認書等)	
☐ 法人が成年後見人等の場合、手続者の職員証・委任状等	

送付先を変更する項目等		※ 送付先を変更する項目の□にチェックを入れ、被保険者番号等を記入してください	
項 目	被保険者番号等	項 目	通知書番号等
☐ 介護保険		☐ 市・県民税	
☐ 福祉医療・生活支援他		☐ 固定資産税(都市計画税)	
☐ 障害福祉		☐ 軽自動車税	
☐ 国民健康保険		☐ 上下水道料金	
☐ 後期高齢者医療		※ 県営水道の方は下水道使用料のみ	

上田市記入欄

高齢者 介護課	担当者	受付・入力	送付	⇒	関係部署等		担当者	受付・入力
					☐ 福祉課	☐ 税務課		/
					☐ 障がい者支援課	☐ 収納管理課		
					☐ 国保年金課	☐ サービス課 (上下水道局料金センター)		

提出先及び留意事項等

○ 提出先

- 1 持参の場合 送付先変更を希望する項目に関わらず、高齢者介護課(上田市役所本庁舎2階)の窓口へご提出ください。
- 2 郵送の場合 送付先変更届に添付書類の写しを同封の上、ご提出ください。
【宛先】 〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号
上田市役所 高齢者介護課 介護保険担当 宛

○ 留意事項

- 1 成年被後見人等が届出時点で該当する手続について、送付先を変更します。
その後、該当することとなった手続については、改めて届出をお願いします。
例1 届出時点で75歳未満であった成年被後見人等が75歳に到達した際に、後期高齢者医療保険に関する通知の送付先が自動的に変更されることはありません。
例2 届出時点で固定資産や軽自動車を所有しておらず、届出後に固定資産や軽自動車を取得等した場合、それらの通知の送付先が自動的に変更されることはありません。
- 2 固定資産税に関する通知の送付先については、成年被後見人等が所有している固定資産のみ変更の対象になります。
- 3 水道料金、下水道使用料について、成年被後見人等の転居等により使用場所(お客様番号)が変わった場合は、上下水道局料金センターへご連絡ください。
なお、県営水道の方の水道料金については、※県営水道料金取扱窓口(上田水道管理事務所内)にて別途手続きが必要となります。
- 4 保佐・補助・任意後見の場合は、代理行為目録の内容に基づき送付先を変更(民法第98条の2の規定を準用)します。
- 5 成年後見人等の転居、交代、選任終了もしくは成年被後見人等の死亡など、届出内容が変更となった場合は、速やかに届出をお願いします。
- 6 届出日から送付先の変更が完了するまでには、業務により一定の期間が必要となります。このため、変更前の住所等に通知等が送付される場合がありますのでご了承ください。
- 7 登録口座の名義変更等が必要となる場合は、別途手続きが必要となります。
- 8 届出内容によっては担当課から問合せがありますので、ご承知ください。

○ 問合せ先 送付先変更に伴う業務内容等の問合せは以下の担当課へお願いします。

1	介護保険に関する事	高齢者介護課	TEL:0268-23-6246
2	国民健康保険 後期高齢者医療保険	に関する事 国保年金課 後期	国保 TEL:0268-75-7121 後期 TEL:0268-23-5118
3	福祉医療費・生活支援に関する事	福祉課	福祉医療 TEL:0268-23-5130 生活支援 TEL:0268-23-5372
4	障害福祉サービス、障害者手帳、 自立支援医療等に関する事	障がい者支援課	TEL:0268-23-5158
5	市・県民税 固定資産税 都市計画税 軽自動車税	市民税係 に関する事 税務課 土地係 家屋係 諸税係	TEL:0268-23-5115 TEL:0268-23-8240 TEL:0268-23-8245 TEL:0268-23-5169
6	市税等納付に関する事	収納管理課	TEL:0268-23-5117
7	水道料金、下水道使用料に関する事	上下水道局サービス課 (上下水道局料金センター)	TEL:0268-22-1313

※ 県営水道の方の水道料金に関する事は、県営水道料金取扱窓口(上田水道管理事務所内)

フリーダイヤル:0120-971-124または、0268-29-0810